

事務連絡
令和4年7月25日

各都道府県教育委員会高等学校所管課
各指定都市教育委員会高等学校所管課
各都道府県私立学校担当課
附属高等学校を置く
各国公立大学法人の高等学校所管課
高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の高等学校所管課

御中

文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付

令和4年度「新時代に対応した高等学校改革推進事業」の二次公募について

本日、「新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）」の新規採択にかかる二次公募を開始しましたのでお知らせします。

事業の内容及び申請手続き等の詳細については、文部科学省のホームページを確認の上、指定の希望がある場合には、関係書類を提出してください。

また、都道府県・指定都市教育委員会高等学校所管課におかれては所管の学校及び高等学校を設置する域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会へ、都道府県私立学校担当課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の高等学校所管課におかれては所管の学校法人及び学校に対して、本事務連絡について周知願います。

記

1. 公募情報等

【普通科改革支援事業】

https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/index.htm（文部科学省 HP の公募情報）

または

<https://pf.mext.go.jp/gpo3/MextKoboHP/list/kp010000.asp>（調達総合案内）

- ・「検索条件」→「公募の種類」→「企画競争」を選択。
- ・「部局（部門）」→文部科学省初等中等教育局を指定して検索。

2. 公募期間

公募の期間は、令和4年8月15日（月）正午（必着）までとします。

なお、指定を希望する場合は、申請希望調書（公募要領 別紙様式1）を8月15日（月）正午（必着）までに提出してください。申請希望調書が期限までに提出されない場合には、審査の対象外とします。

3. 留意事項

- (1) 申請に当たっては、本事業の委託要項、公募要領、質問事例集等を事前に十分確認してください。
- (2) 本事業には、学際領域学科及び地域社会学科に限らず、高等学校設置基準第6条第1項に規定する「その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」の設置について申請が可能です。学際領域学科及び地域社会学科以外の「その他普通科」（その他普通教育として求められる教育内容であって当該高等学校のスクール・ミッションに基づく特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科）の設置に係る申請を行う場合は、実施計画書様式中「学際領域学科又は地域社会学科」を「その他普通科」と読み替えて記入ください。
- (3) 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後に生じた経費のみが委託費の対象となることに十分留意してください。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみ有利となるような質問等については、回答できません。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開予定の本件の公募情報に開示いたします。

4. 送付資料

○令和4年度「新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）」二次公募要領・公募資料

※送付資料については、上記1に示す「文部科学省 HP の公募情報」から編集可能なword版等の様式がダウンロード可能です。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
高校教育改革係 長屋、坂井、小澤

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-6734-3482（直通）

E-mail：koukou@mext.go.jp